



周政審第 8 号
令和 4 年 6 月 2 4 日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市政治倫理審査会

会長 坂 本



市議会議員の資産等報告書等の審査に係る意見書の提出について

周南市長からの令和 4 年 5 月 2 3 日付け周法第 3 1 号による「議員の資産等報告書等の審査」について、調査及び審査を行ったので、周南市政治倫理条例（平成 2 8 年周南市条例第 3 2 号）第 1 3 条第 1 号の規定により、別紙のとおり資産等報告書等審査意見書を提出します。



令和4年度

市議会議員の資産等報告書等審査意見書

令和4年6月24日
周南市政治倫理審査会

1 資産等報告書等の提出状況等

周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第9条の規定により、市議会議員30人の資産等報告書等及び証明書類の写しが市議会議長から市長に令和4年5月16日に送付され、5月23日付けで資産等報告書等及び証明書類の写しが市長から周南市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に送付され、調査及び審査の求めがあった。

この度の調査及び審査の対象は、所得等報告書及び関連会社等報告書である。

2 審査の概要

(1) 資産等報告書等の配付

事務局（周南市総務部法務コンプライアンス課）から資産等報告書等及び証明書類の写しを審査会委員に配付した。

(2) 資産等報告書等の審査

資産等報告書等の審査については、資産等報告書等に記載されている内容と証明書類の突き合わせ、及び証明書類の信頼性・十分性を中心に書面審査を行った。

3 審査結果

審査の結果、資産等報告書等の内容については、概ね適正に記載されており証明書類とも符合していた。